平成２４年（フ）第１１５０号
京都市北区紫野西蓮台野町19番地１　ブランピュール301
債務者　粟田　久雄
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０１号
京都市伏見区石田大山町36番地　グリーンハイム轟107号
債務者　重田　　学
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
兵庫県西宮市神明町８番２―212号
債務者　谷上　和之
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地103　１番館301号、前住所大阪市此花区西島１丁目２番15―708号
債務者　松田加代子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８７号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目19番７号レオパレス立花205号、前住所兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番26号メゾン立花207号
債務者　谷口　敦彦
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目17番地の６えがお
債務者　小荒井　毅
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３９号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―205
債務者　井上　康夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２２号
奈良県生駒市新生駒台３番17号
債務者　嘉根　好美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２５号
奈良市法蓮町235番地の６　リバーサイド新大宮101号
債務者　磯和　真美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４６号
奈良県大和郡山市若槻町87番地22
債務者　木村　晴美（旧姓西辻）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３５０号
奈良市五条畑一丁目６番14―Ｃ―102号
債務者　北岡　佑介
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６３号
奈良県桜井市上之宮294―１　エクセランＡ101号、住民票上の住所大分県豊後高田市水崎1315番地
債務者　水之江　史
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７１号
奈良市杏町542―３　ロイヤルハイツ中谷Ｂ―202、住民票上の住所奈良市大安寺７丁目４番24―202号
債務者　原　めぐみ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目19番６号
債務者　石井　嘉一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０１号
広島県尾道市栗原東１丁目11番18号
債務者　林　　昭夫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
広島県尾道市浦崎町359番地２
債務者　村上香代子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
広島県尾道市浦崎町4175番地11
債務者　黒部　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係